

平成 27 年度地域包括支援センターの事業計画について

1 平成 27 年度の重点取組事項と委託の方針

市町村が地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置運営業務を委託する場合、運営方針を示すこととされている(介護保険法第 115 条の 47 第 1 項)。

本市ではセンターに求める「業務水準」(資料 2-1)と、「重点取組事項と委託の方針」(資料 2-2)を示し、これを踏まえて事業計画を策定していただくとともに、事業評価を実施している。

平成 27 年度における重点取組事項および委託の方向性については以下の通りとしている。

【平成 27 年度の重点取り組み事項】

今後、高齢化の急速な進展および認知症の方の増加が見込まれる中、介護保険制度の改正を踏まえ、平成 27 年度は、本市では地域包括ケアシステム構築に向けて関係機関とのネットワークづくり等を担う専門職員の配置など地域包括支援センターの機能強化を図りながら、以下の 3 点について重点的に取り組んでいく。

- (1) 地域包括ケアシステム構築の推進
- (2) 認知症対策の推進
- (3) 介護予防の推進

【地域包括支援センター業務委託に際する方針】

- (1) 多職種連携による支援体制の充実
- (2) 地域で認知症とその家族を支える体制づくりの中核として
- (3) 自立支援に向けた介護予防の推進

2 地域包括支援センターの事業計画について

1の重点取組事項および市の委託方針、業務水準をもとに、地域包括支援センターへ事業計画の提出を求めている。事業計画は以下の項目で構成され、それぞれの項目ごとに、平成 26 年度における事業の実施結果と、平成 27 年度の事業計画について記述されている。

(事業計画項目)

- 1 地域包括支援センター運営の基本方針
 - ・ 担当圏域の現状と課題
 - ・ 中期的な(3年間)の運営方針
 - ・ 平成 27 年度のセンター運営にあたっての基本方針(資料 2-3)
- 2 各事業の進め方
 - ① 総合相談・支援業務
 - ② 権利擁護業務
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ④ 介護予防関連業務
 - ⑤ 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり
 - ⑥ 認知症関連業務

各センターから提出された事業計画は、これまでの事業実績から浮かび上がってきた課題を踏まえたものとなっている。各センターの基本方針の概要は「平成27年度地域包括支援センター運営あたる基本方針」(資料 2-3)のとおりである。

3 事業実施状況の確認について

地域包括支援センターの事業計画は、各センターから提出された原案について、地域包括支援センター、区役所保健福祉センター及び高齢企画課の職員が意見交換を行い最終的に作成されている。本市としては、今年度後半に予定している事業評価及び年度末の実施結果報告などを通し、計画が適正に実施されているかについての確認及び評価を行っていく。